

浦安 D-Rocks アカデミー規約

浦安 D-Rocks

第1条 名称

- (1) 本アカデミーの名称は、「浦安 D-Rocks アカデミー（以下「UDR アカデミー」という）」とし、浦安 D-Rocks アカデミー事務局（以下「事務局」という）が運営を行うものとする。
- (2) UDR アカデミーが指定した株式会社 NTT Sports X（以下「当法人」）が運営する Club D-Rockers の会員資格を取得したうえで、事務局が指定する保護者同意書に基づく保護者からの同意とともに提出された UDR アカデミー参加への申込を事務局が承諾し、UDR アカデミーの生徒として登録された者（以下「会員」という）は入会后、UDR アカデミーが提供するサービスを受ける権利を有する。

第2条 UDR アカデミー所在地

- (1) 事務局は千葉県浦安市高洲 8 丁目 2-1 浦安 D パーク内の浦安 D-Rocks クラブハウスに置き、同敷地内のグラウンドを主たる場所として活動する。

第3条 目的

- (1) UDR アカデミーは国内で数少ないラグビー専用のトレーニング場で天然芝 2 面を保有している環境を活かし子ども達が将来、浦安市そして社会に大きく貢献できる大人になれるようその成長をサポートする。
- (2) 浦安市の子ども達に活動の場所として、学校外の新しい楽しみや居場所として提供し、参加する子ども達が浦安市への愛着や帰属意識を醸成する。

第4条 会費

- (1) 入会費 0 円
- (2) 月会費
月額：10,000 円（税込）
※マルチスポーツクラス、ラグビークラス共通とし、事務局が指定する方法にて、毎月末日までに当該月の月会費を事務局まで支払うこととする。
- (3) 月会費については、該当月のプログラム実施回数に応じて、上記月会費の額を超えない範囲で、事務局の都合により変更となる場合がある。
- (4) 会員は所定の入学手続き（規約への同意書等を含む）に加え、別途定める費用、受講料の全てを入金しない限り、UDR アカデミーには参加できないものとする。

第5条 会費の返納

- (1) 会員は事務局へ支払われた月会費に関して、該当月のプログラムへの参加後や会員や会員の保護者の都合による該当月のプログラムに参加されなかった場合は返金さ

れない。

第6条 会費の滞納

会員が事前に事務局の承認を得た場合を除いて、月会費の支払いを2カ月以上滞納した場合、会員へのプログラムの提供は停止され、UDR アカデミーが提供するサービスを一切受けることができない。

第7条 除名

会員、及びその保護者が次の事項に該当するとき、事務局はその会員を除名することができるものとする。

- (1) 本規約に違反したとき、または違反したと事務局が判断したとき。
- (2) UDR アカデミー、及び当法人の名誉と品格を著しく毀損したとき。
- (3) 第6条にもとづき、会員へのプログラムの提供が停止されたとき。なお、その場合、会員は除名後も滞納している月会費を支払わなければならない。

第8条 退会

退会を希望する会員は、所定の用紙（退会届）に必要事項を記入し、事務局に退会を希望する月の月末までに提出しなければならない。

第9条 UDR アカデミーの活動

- (1) UDR アカデミーの練習、合宿等の活動及びそれらに付随する活動（以下、「UDR アカデミー活動」）の日時、活動場所等については、毎月事務局から発行される予定表や事務局が発信する活動情報によるものとする。
- (2) やむを得ない事情が発生した場合は、定められた日時、活動場所等を変更または中止することがある。その場合は、事前に会員に通知する。
- (3) UDR アカデミーは、次の場合に UDR アカデミーの全部または一部を閉鎖・中止することができる。
 - ① 天災・地変・その他の事由によりスクール存続が不可能と認められたとき。
 - ② その他 UDR アカデミーの運営上、存続が不可能と思われる事由が生じたとき。
 - ③ UDR アカデミーの運営に影響する、社会情勢、経済状況に重大な異変が生じたとき。

第10条 UDR アカデミーにおける行動・モラル

- (1) UDR アカデミー活動の5分前には集合すること。遅れる場合は事前に事務局へ連絡すること

- (2) コーチの指示に従い、積極的に参加すること
- (3) UDR アカデミー活動に参加する会員同士 UDR アカデミー活動中は積極的にコミュニケーションを図ること
- (4) コーチやスタッフの指示に従いルールを守ること。
- (5) 会員は、健康状態や活動に不安が生じたとき、また、体調の異変や身の危険を感じたときは、必ずコーチまたはスタッフに申告・相談しなければならない。
- (6) コーチおよびスタッフは、会員の健康と安全を守るために、コーチおよびスタッフの判断で UDR アカデミー活動への参加を停止することがあり、会員はこれに従わなければならない。
- (7) 怪我などにより会員が一人で帰宅することが困難な場合は、その保護者、または保護者が委任した者が必ず迎えに来なければならない。
- (8) 本規約および UDR アカデミーの定める諸規則を遵守しなければならない。

第11条 UDR アカデミー活動の中止

- (1) 雨天の場合でも UDR アカデミー活動を行うが、事務局が危険と判断した際は UDR アカデミー活動を中止とする。中止になった UDR アカデミー活動日の振替に関する情報は別途事務局から会員または保護者へ連絡を行う。

第12条 事故・傷害等への対応

- (1) 会員の保護者は事務局指定の会員を対象とした傷害保険に必ず加入するものとする。
- (2) UDR アカデミーの活動中における会員の不測の事故による傷害については、事務局指定の傷害保険の適用範囲内で保険による賠償を受けるものとし、UDR アカデミーは一切損害賠償の責任を負わない。会員とその保護者は、当該保険の範囲外となる損害について UDR アカデミーに対して何ら賠償を求めないものとする。但し、UDR アカデミー（事務局及び指導員を含む）において故意または重過失がある場合はこの限りではない。
- (3) 傷害が発生した場合の会員の通院、入院にかかる交通費や通院の際の引率等については保護者がその責任を負う。
- (4) UDR アカデミーは、会員が UDR アカデミー活動に怪我をした場合や急な体調の変化が見られたりした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。
- (5) UDR アカデミー活動に際して、貴重品などの管理は各会員の責任とする。
- (6) UDR アカデミー活動外に会員・保護者に生じた健康状態の変化、第三者とのトラブル等や事故については、保護者が責任を負うものとし、UDR アカデミーは故意または重過失がある場合を除き一切責任を負わない。
- (7) 法令等にもとづき、UDR アカデミーが何らかの責任を負う場合であっても、UDR

アカデミーに故意または重過失のない限り、UDR アカデミーの責任は直接かつ通常の損害（逸失利益は含まない）に限定されるものとする。

第13条 個人情報

- (1) UDR アカデミーが取得する個人情報の取扱いは NTT Sports X プライバシーポリシー (<https://urayasu-d-rocks.com/terms/pdf/privacy.pdf>) および入会時の保護者同意書の内容にもとづき取り扱うものとする。
- (2) 会員は個人情報等、UDR アカデミーに登録した情報に変更が生じた場合には、遅滞なく事務局へ届け出るものとする。なお、届け出がないために UDR アカデミーからの通知、または送付書類、その他のものが延着、または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、UDR アカデミーは一切責任を負わないものとする。

第14条 規約の改正

- (1) UDR アカデミーは本規約を随時改正することができる
- (2) 本規約を変更した場合は、UDR アカデミー公式ホームページにて告知する。

第15条 施行

- (1) 本規約は、2022 年 10 月 4 日より施行する。

<附則>2022 年 10 月 20 日改定

以上